【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 大越　昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村外国債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村外国債券インデックスファンド
(以下 「ファンド」といいます。)

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

ありません。

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

＊収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

（７）【申込期間】

2026年7月29日から2027年7月27日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆外国の公社債を実質的な主要投資対象※とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※ファンドは、「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村外国債券インデックスファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 TOPIX その他 （FTSE世界国債インデックス（除く日本））
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》　https://www.imaj.or.jp/

◆一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］
(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2002年11月25日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

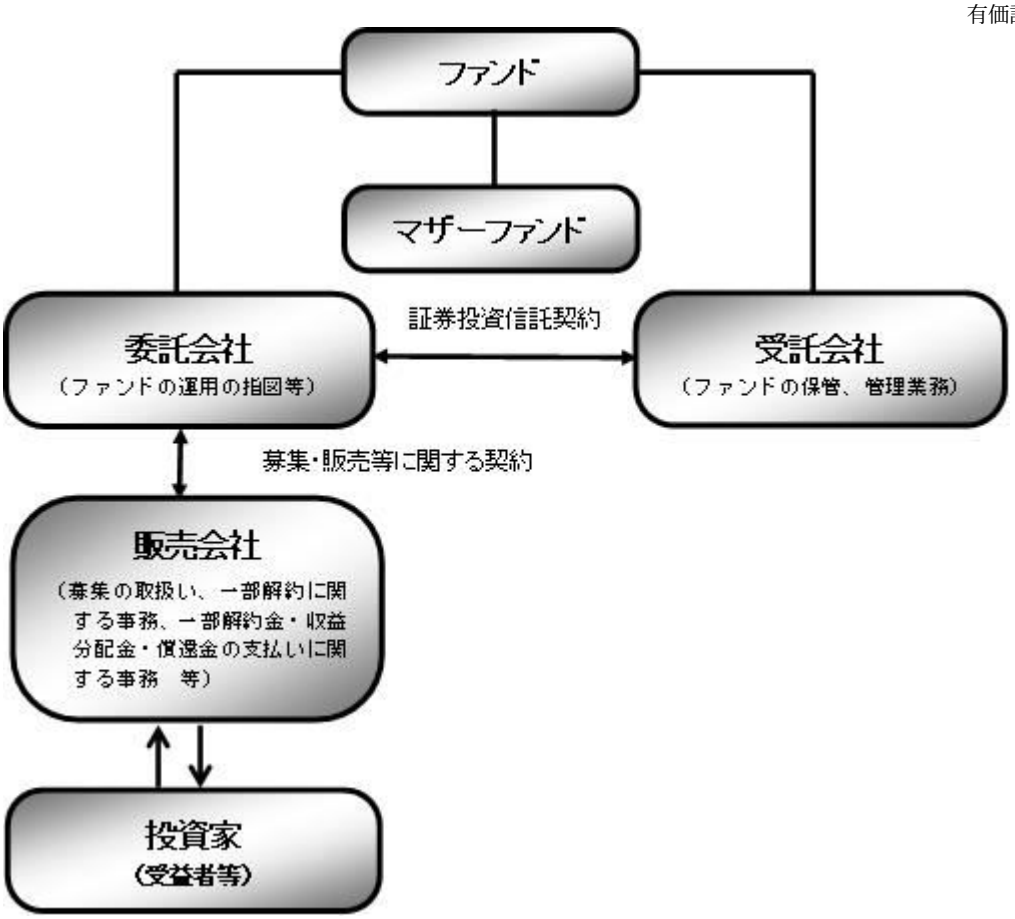

ファンド	**野村外国債券インデックスファンド**
マザーファンド（親投資信託）	**外国債券マザーファンド**
委託会社（委託者）	**野村アセットマネジメント株式会社**
受託会社（受託者）	**野村信託銀行株式会社**

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

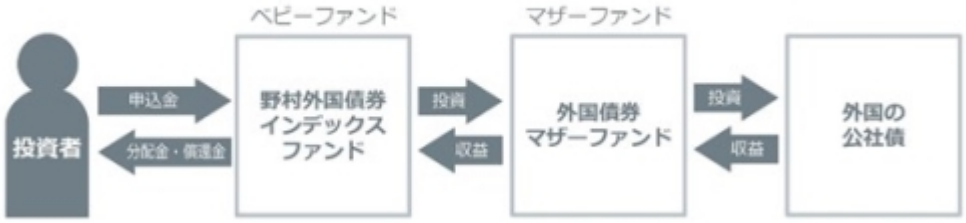

■委託会社の概況(2026年6月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日	**野村證券投資信託委託株式会社として設立**
1997年10月１日	**投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更**
2000年11月１日	**野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更**

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

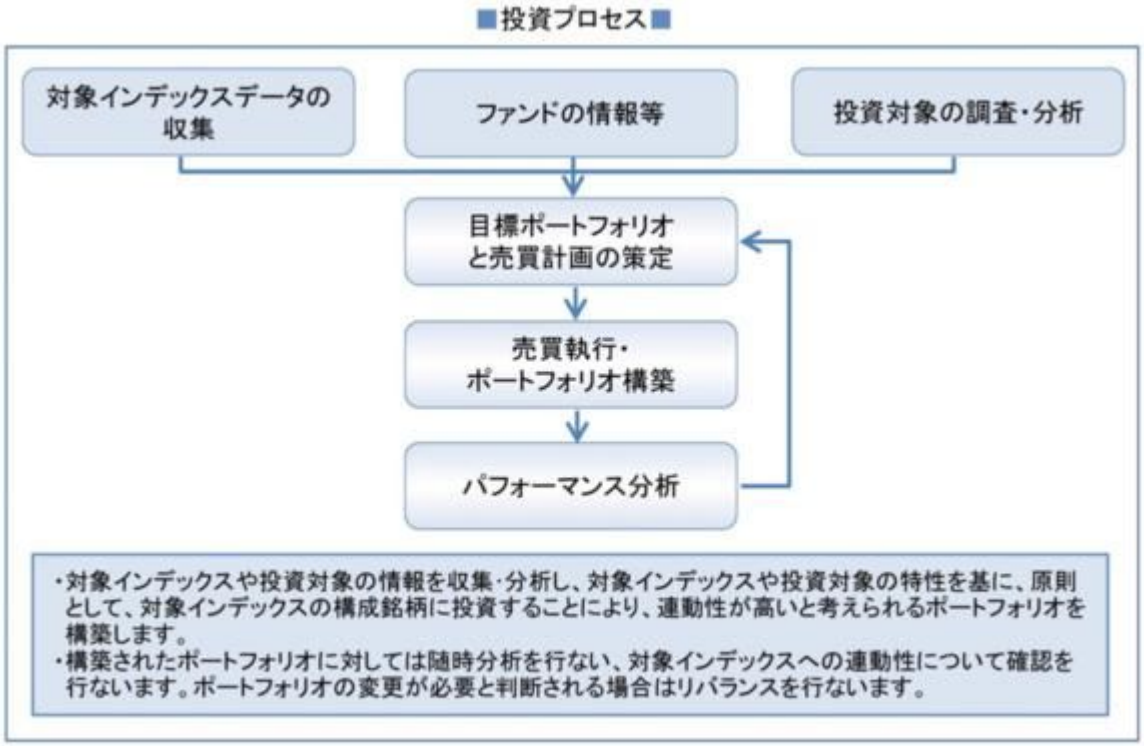

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とは■

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

外国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。な

お、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

   ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1

号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

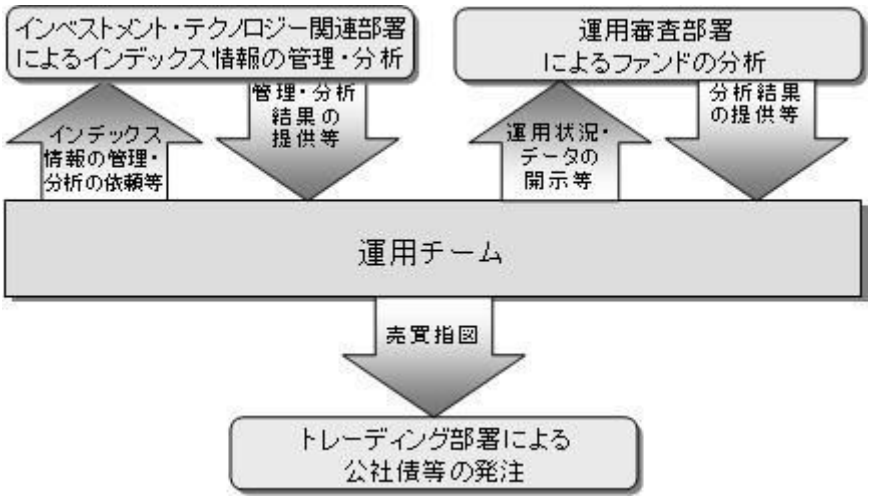

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

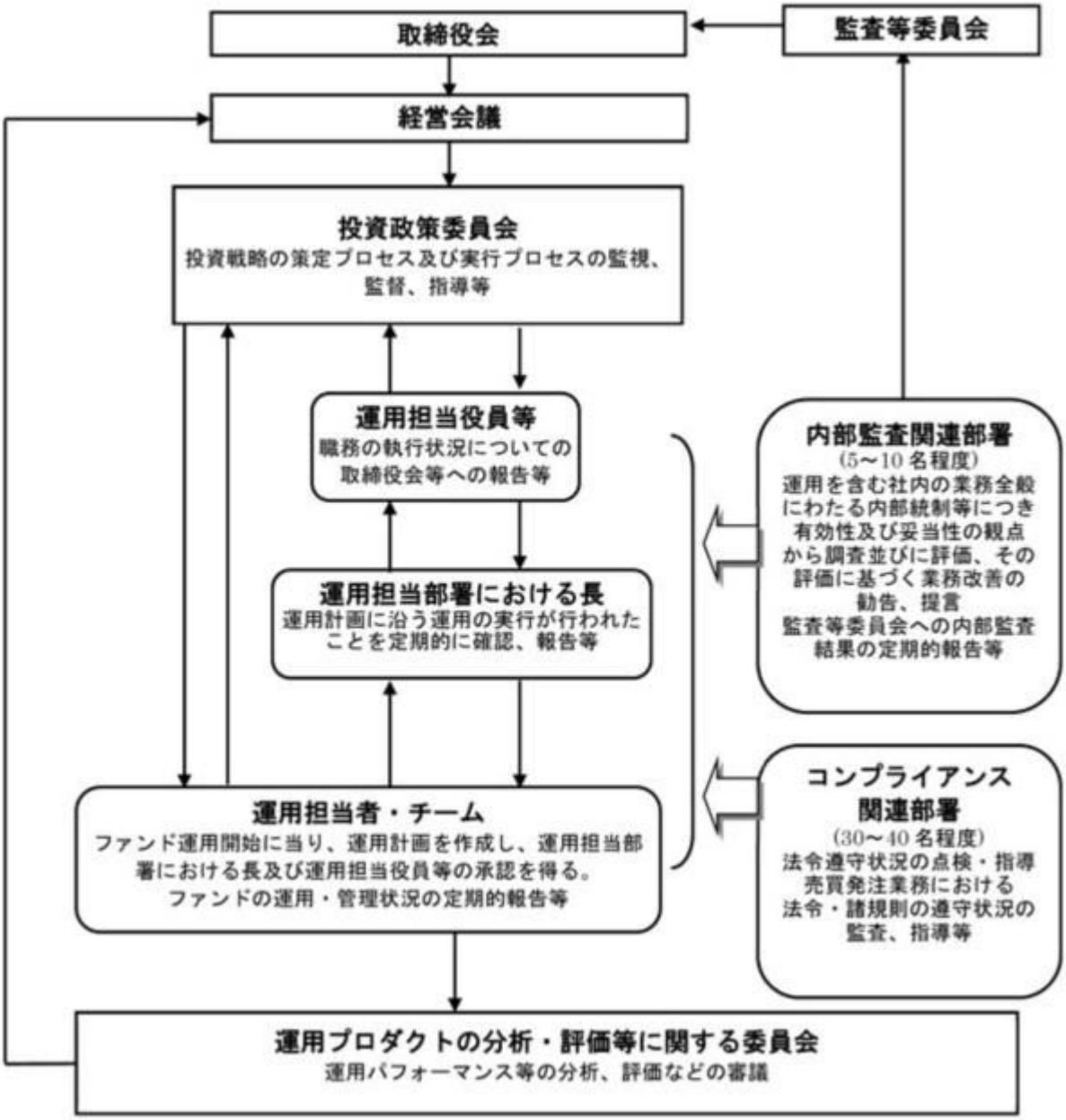

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みま

す。）等の全額とします。

②収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年5月10日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

④先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

（ｉ）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を

上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅲ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第25条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥投資する株式の範囲（約款第23条）

（ⅰ）委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（ⅱ）上記（ⅰ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 （3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記（ⅰ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ（約款第29条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約の指図（約款第31条）

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ⅱ)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬資金の借入れ（約款第40条）

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

⑮一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス

ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

［債券価格変動リスク］

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

［為替変動リスク］

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※　基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）

を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

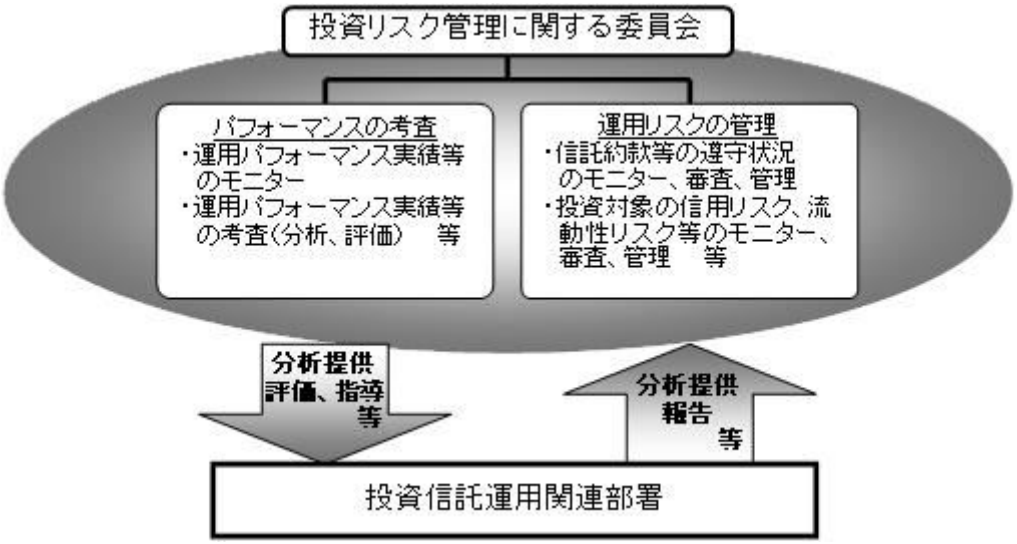

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2021年6月末～2026年5月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

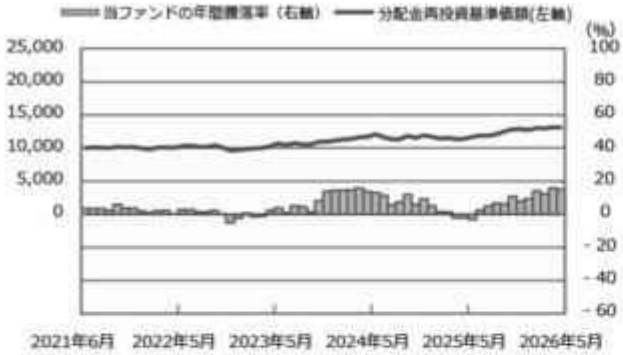

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

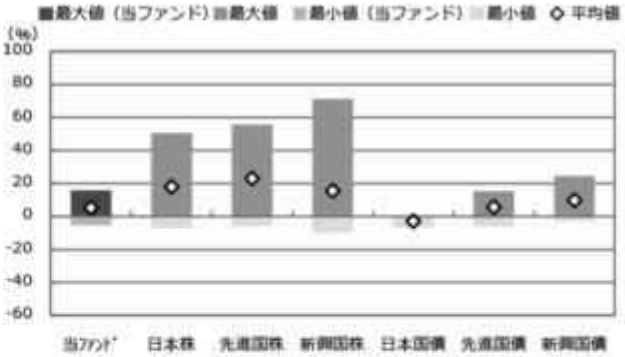

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**15.9**	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値（%）	**△ 5.4**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**5.2**	17.9	23.1	15.6	△ 2.8	5.7	9.8

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.605％（税抜年0.55％）以内（2026年7月28日現在、年0.572％（税抜年0.52％））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.14％	年0.35％	年0.03％

＊上記配分は、2026年7月28日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1％の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をい

い、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

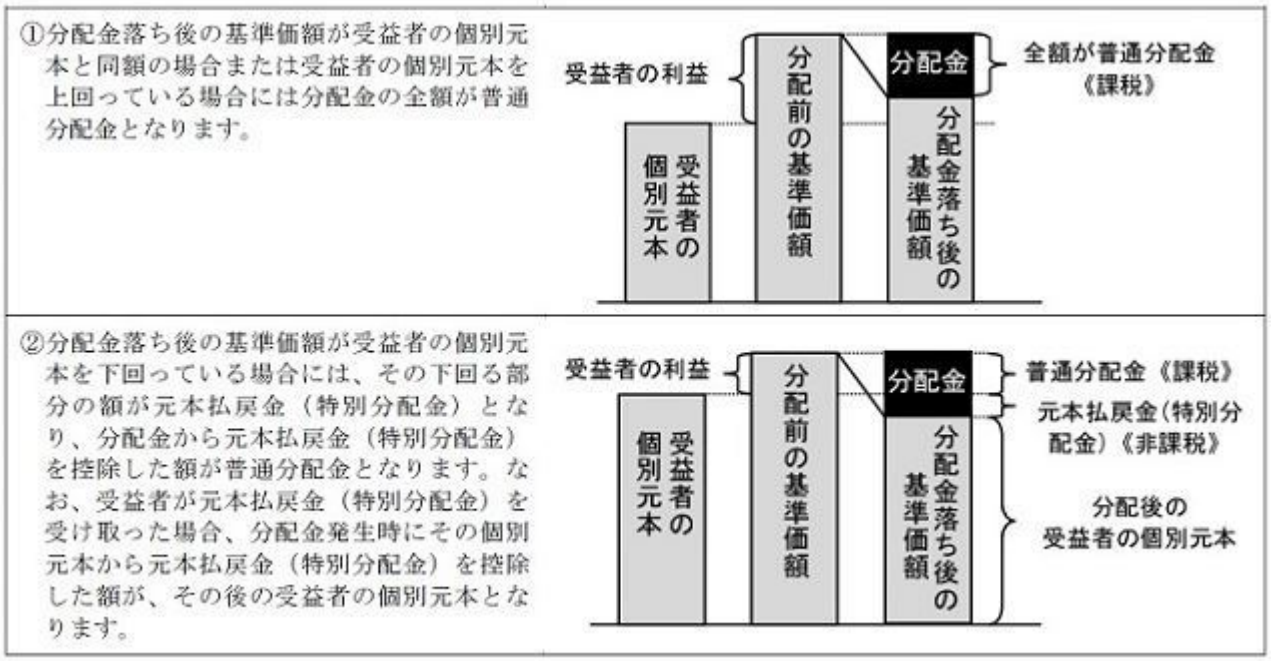

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.58	0.57	0.01

（2025年5月13日～2026年5月11日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

野村外国債券インデックスファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	470,351,397	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	46,966	0.00
合計（純資産総額）		470,398,363	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	508,460,988,762	44.48
	カナダ	24,274,465,493	2.12
	メキシコ	10,022,124,709	0.87
	ドイツ	55,033,320,031	4.81
	イタリア	90,921,028,497	7.95
	フランス	70,032,672,805	6.12
	オランダ	14,200,643,933	1.24
	スペイン	51,431,586,486	4.49
	ベルギー	15,446,508,288	1.35
	オーストリア	11,644,903,237	1.01
	フィンランド	6,920,589,041	0.60
	アイルランド	6,110,766,032	0.53
	ポルトガル	5,136,886,853	0.44
	イギリス	64,119,344,884	5.60
	スウェーデン	2,099,612,300	0.18

	ノルウェー	1,938,025,608	0.16
	デンマーク	2,153,957,169	0.18
	ポーランド	8,375,999,207	0.73
	オーストラリア	14,777,773,798	1.29
	ニュージーランド	3,286,077,338	0.28
	シンガポール	4,115,705,241	0.36
	マレーシア	5,900,582,445	0.51
	韓国	5,373,449,841	0.47
	中国	144,267,856,074	12.62
	イスラエル	5,157,741,574	0.45
	小計	1,131,202,609,646	98.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,846,455,544	1.03
合計（純資産総額）		1,143,049,065,190	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村外国債券インデックスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	137,405,100	3.3811	464,580,384	3.4231	470,351,397	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合　　計	99.99

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,230,000	14,888.64	12,242,931,803	14,802.09	12,171,766,682	2.875	2032/5/15	1.06
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,050,000	15,627.69	11,103,474,177	15,594.38	11,079,807,904	2.875	2028/5/15	0.96
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	16,070.99	11,048,808,407	15,961.41	10,973,471,727	4.375	2034/5/15	0.96
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,250,000	16,049.55	10,953,823,119	16,025.29	10,937,265,157	4.5	2027/5/15	0.95
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,400,000	15,715.02	10,906,227,470	15,709.32	10,902,272,924	2.375	2027/5/15	0.95
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,700,000	15,145.16	10,859,081,790	15,127.72	10,846,581,556	1.25	2028/4/30	0.94
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,400,000	16,365.80	10,539,577,380	16,260.89	10,472,015,019	4.625	2031/5/31	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	65,370,000	15,930.28	10,413,625,970	15,884.83	10,383,914,225	3.875	2028/7/15	0.90
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	435,000,000	2,367.34	10,297,969,133	2,367.45	10,298,433,493	1.85	2027/5/15	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,650,000	15,891.05	9,955,747,261	15,785.21	9,889,435,667	4.25	2034/11/15	0.86
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	50,800,000	18,738.66	9,519,241,211	18,736.80	9,518,298,058	3.45	2027/7/15	0.83
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	15,746.31	9,353,311,124	15,738.68	9,348,780,798	2.625	2027/5/31	0.81
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	56,000,000	16,470.03	9,223,220,846	16,431.48	9,201,634,174	6.125	2027/11/15	0.80
14	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	47,630,000	18,289.36	8,711,225,312	18,296.79	8,714,762,506	2.7	2031/2/25	0.76
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,500,000	15,271.86	8,475,885,176	15,219.25	8,446,685,821	2.375	2029/3/31	0.73

16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,950,000	16,035.41	8,330,399,441	16,017.76	8,321,226,827	4.375	2027/7/15	0.72
17	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	44,600,000	18,467.60	8,236,549,689	18,486.16	8,244,830,125	2.4	2028/5/31	0.72
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,050,000	15,477.63	8,210,887,632	15,416.93	8,178,683,484	2.875	2029/4/30	0.71
19	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,400,000	18,504.59	8,030,995,292	18,531.65	8,042,737,358	2.7	2030/1/31	0.70
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,850,000	15,082.27	7,820,161,532	15,035.58	7,795,949,402	1.875	2029/2/28	0.68
21	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,300,000	20,276.99	7,766,087,391	20,340.90	7,790,568,377	4.75	2035/4/25	0.68
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,609.01	7,804,505,848	15,518.73	7,759,366,600	3.5	2030/11/30	0.67
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,050,000	15,852.45	7,775,629,673	15,746.92	7,723,865,388	4.25	2035/5/15	0.67
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	39,450,000	18,525.15	7,308,173,569	18,543.72	7,315,497,856	2.65	2028/6/15	0.63
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	43,300,000	16,886.62	7,311,907,742	16,785.13	7,267,963,957	5.375	2031/2/15	0.63
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	15,611.19	7,267,009,203	15,510.63	7,220,202,629	3.875	2033/8/15	0.63
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,100,000	15,759.06	7,264,928,059	15,656.95	7,217,855,342	4.5	2039/8/15	0.63
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,200,000	14,723.15	7,243,794,317	14,637.10	7,201,456,771	2.75	2032/8/15	0.63
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,400,000	21,246.93	7,096,474,754	21,287.77	7,110,117,051	5.75	2033/2/1	0.62
30	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION	38,650,000	18,312.38	7,077,738,133	18,302.73	7,074,006,738	2.1	2029/4/12	0.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.96
合　　計	98.96

②【投資不動産物件】

野村外国債券インデックスファンド
該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村外国債券インデックスファンド
該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村外国債券インデックスファンド
2026年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15計算期間　(2017年 5月10日)	647	647	1.6833	1.6838
第16計算期間　(2018年 5月10日)	645	645	1.6975	1.6980

第17計算期間	(2019年 5月10日)	649	649	1.7082	1.7087
第18計算期間	(2020年 5月11日)	715	715	1.7753	1.7758
第19計算期間	(2021年 5月10日)	700	701	1.8813	1.8818
第20計算期間	(2022年 5月10日)	682	682	1.8928	1.8933
第21計算期間	(2023年 5月10日)	677	677	1.9151	1.9156
第22計算期間	(2024年 5月10日)	713	713	2.2007	2.2012
第23計算期間	(2025年 5月12日)	656	656	2.1762	2.1767
第24計算期間	(2026年 5月11日)	468	468	2.4538	2.4543
	2025年 5月末日	651	—	2.1583	—
	6月末日	661	—	2.2106	—
	7月末日	669	—	2.2501	—
	8月末日	595	—	2.2443	—
	9月末日	527	—	2.2866	—
	10月末日	536	—	2.3744	—
	11月末日	525	—	2.4239	—
	12月末日	520	—	2.4345	—
	2026年 1月末日	503	—	2.4121	—
	2月末日	488	—	2.4676	—
	3月末日	482	—	2.4511	—
	4月末日	488	—	2.4840	—
	5月末日	470	—	2.4835	—

②【分配の推移】

野村外国債券インデックスファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	0.0005円
第16計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	0.0005円
第17計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	0.0005円
第18計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	0.0005円
第19計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	0.0005円
第20計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	0.0005円
第21計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	0.0005円
第22計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	0.0005円
第23計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	0.0005円
第24計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	0.0005円

③【収益率の推移】

野村外国債券インデックスファンド

	計算期間	収益率
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	0.7%
第16計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	0.9%

第17計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	0.7%
第18計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	4.0%
第19計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	6.0%
第20計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	0.6%
第21計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	1.2%
第22計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	14.9%
第23計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	△1.1%
第24計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	12.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村外国債券インデックスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15計算期間	2016年 5月11日～2017年 5月10日	30,876,920	18,335,413	384,500,568
第16計算期間	2017年 5月11日～2018年 5月10日	23,471,254	27,729,967	380,241,855
第17計算期間	2018年 5月11日～2019年 5月10日	21,168,333	21,275,664	380,134,524
第18計算期間	2019年 5月11日～2020年 5月11日	56,577,379	33,813,885	402,898,018
第19計算期間	2020年 5月12日～2021年 5月10日	40,960,502	71,304,861	372,553,659
第20計算期間	2021年 5月11日～2022年 5月10日	34,863,454	46,716,873	360,700,240
第21計算期間	2022年 5月11日～2023年 5月10日	30,734,138	37,740,741	353,693,637
第22計算期間	2023年 5月11日～2024年 5月10日	21,081,003	50,454,674	324,319,966
第23計算期間	2024年 5月11日～2025年 5月12日	13,856,115	36,465,682	301,710,399
第24計算期間	2025年 5月13日～2026年 5月11日	3,228,013	113,857,809	191,080,603

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2026年5月29日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

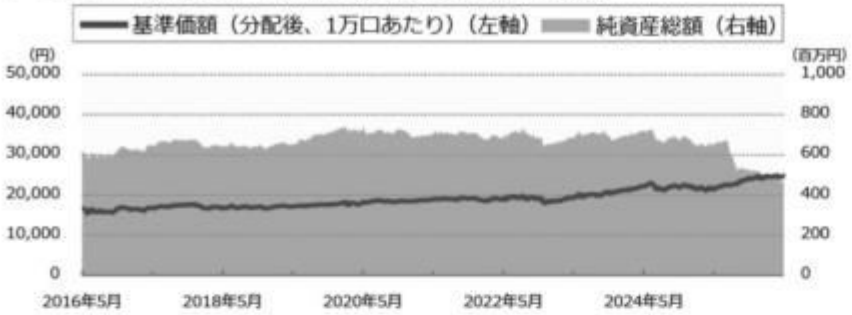

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2026年5月	5 円
2025年5月	5 円
2024年5月	5 円
2023年5月	5 円
2022年5月	5 円
設定来累計	180 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	US TREASURY N/B	国債証券	1.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	1.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
8	US TREASURY N/B	国債証券	0.9
9	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.9
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.9

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	アメリカ	44.5
2	中国	12.6
3	イタリア	7.9
4	フランス	6.1
5	イギリス	5.6

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

年間収益率の推移（暦年ベース）

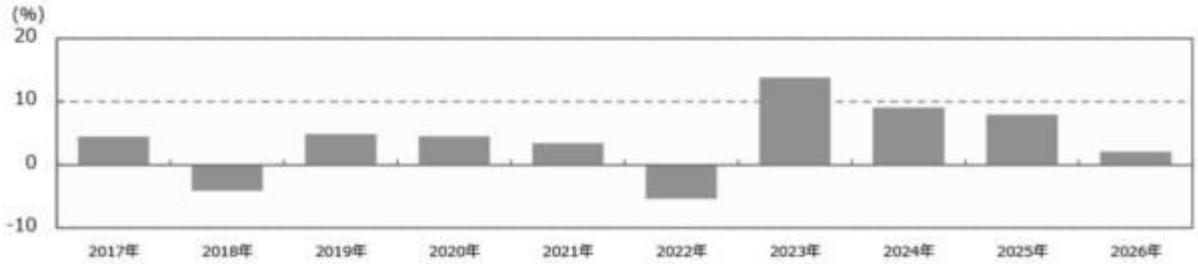

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し

くは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限※を設ける場合があります。

※　受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日より5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下

さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2002年11月25日設定）。

（４）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から翌年5月10日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(ａ)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ｂ)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(ａ)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（ａ）の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅴ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｃ)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(ｄ)信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(ｅ)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｆ)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(ｂ)信託期間の終了」(ⅰ)または「(ｄ)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(ｇ)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。ま

た、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2025年5月13日から2026年5月11日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【野村外国債券インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2025年 5月12日現在)	第24期 (2026年 5月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,926,037	1,458,515
親投資信託受益証券	656,528,621	468,831,575
未収入金	192,793	11,418,806
未収利息	25	29
流動資産合計	658,647,476	481,708,925
資産合計	658,647,476	481,708,925
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	150,855	95,540
未払解約金	-	11,294,656
未払受託者報酬	109,342	82,636
未払委託者報酬	1,785,883	1,349,547
その他未払費用	7,233	8,203
流動負債合計	2,053,313	12,830,582
負債合計	2,053,313	12,830,582
純資産の部		
元本等		
元本	301,710,399	191,080,603
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	354,883,764	277,797,740
（分配準備積立金）	198,184,734	162,428,201
元本等合計	656,594,163	468,878,343
純資産合計	656,594,163	468,878,343
負債純資産合計	658,647,476	481,708,925

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自　2024年 5月11日 至　2025年 5月12日	第24期 自　2025年 5月13日 至　2026年 5月11日
営業収益		
受取利息	3,219	5,133
有価証券売買等損益	△2,739,845	70,904,434
営業収益合計	△2,736,626	70,909,567
営業費用		
受託者報酬	225,239	183,118
委託者報酬	3,678,725	2,990,701
その他費用	14,897	14,940
営業費用合計	3,918,861	3,188,759
営業利益又は営業損失（△）	△6,655,487	67,720,808
経常利益又は経常損失（△）	△6,655,487	67,720,808
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,655,487	67,720,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	570,906	14,916,908
期首剰余金又は期首欠損金（△）	389,403,446	354,883,764
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,577,502	4,014,874
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,577,502	4,014,874
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,719,936	133,809,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,719,936	133,809,258
分配金	150,855	95,540
期末剰余金又は期末欠損金（△）	354,883,764	277,797,740

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 5月13日から2026年 5月11日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第23期 2025年 5月12日現在	第24期 2026年 5月11日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 301,710,399口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 191,080,603口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1762円 (10,000口当たり純資産額) (21,762円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4538円 (10,000口当たり純資産額) (24,538円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23期
自 2024年 5月11日
至 2025年 5月12日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,939,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	252,347,505円
分配準備積立金額	D	182,395,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	450,683,094円
当ファンドの期末残存口数	F	301,710,399口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,937円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	150,855円

第24期
自 2025年 5月13日
至 2026年 5月11日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,600,241円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,702,310円
収益調整金額	C	161,302,861円
分配準備積立金額	D	124,221,190円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	323,826,602円
当ファンドの期末残存口数	F	191,080,603口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,947円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	95,540円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第23期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第24期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第23期 2025年 5月12日現在	第24期 2026年 5月11日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第24期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第23期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日		第24期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日	
期首元本額	324,319,966円	期首元本額	301,710,399円
期中追加設定元本額	13,856,115円	期中追加設定元本額	3,228,013円
期中一部解約元本額	36,465,682円	期中一部解約元本額	113,857,809円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第23期 自 2024年 5月11日 至 2025年 5月12日	第24期 自 2025年 5月13日 至 2026年 5月11日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△3,280,113	55,296,944
合計	△3,280,113	55,296,944

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年5月11日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月11日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド	138,658,339	468,831,575	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	138,658,339	468,831,575 100.0%	
合計				468,831,575	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2026年 5月11日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,352,795,811
コール・ローン	1,333,603,978
国債証券	1,104,146,736,145
派生商品評価勘定	510,911
未収入金	7,581,767,372
未収利息	11,336,571,997
前払費用	2,345,652,365
その他未収収益	9,179,780
流動資産合計	1,129,106,818,359
資産合計	1,129,106,818,359
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	48,992,870
未払金	824,145,084
未払解約金	10,200,868,539
その他未払費用	10,183,845
流動負債合計	11,084,190,338
負債合計	11,084,190,338
純資産の部	
元本等	
元本	330,655,697,478
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	787,366,930,543
元本等合計	1,118,022,628,021
純資産合計	1,118,022,628,021
負債純資産合計	1,129,106,818,359

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2026年 5月11日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.3812円
(10,000口当たり純資産額)	(33,812円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	117,244,969,129円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3． 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	

有価証券	124,611,642,689円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 5月13日
至 2026年 5月11日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年 5月11日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 5月11日現在

期首	2025年 5月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	333,398,156,341円
同期中における追加設定元本額	45,526,897,432円
同期中における一部解約元本額	48,269,356,295円
期末元本額	330,655,697,478円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	33,477,195円
バランスセレクト５０	45,543,160円
バランスセレクト７０	62,621,903円
野村外国債券インデックスファンド	138,658,339円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	2,567,327,793円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,037,121,268円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	4,921,216,922円
野村資産設計ファンド２０１５	13,451,713円
野村資産設計ファンド２０２０	14,390,566円
野村資産設計ファンド２０２５	18,821,143円
野村資産設計ファンド２０３０	40,793,140円
野村資産設計ファンド２０３５	35,145,114円
野村資産設計ファンド２０４０	58,671,376円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	72,594,669,123円
のむラップ・ファンド（保守型）	2,477,679,751円
のむラップ・ファンド（普通型）	40,319,154,056円
のむラップ・ファンド（積極型）	24,958,980,555円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	396,816,177円
野村資産設計ファンド２０４５	12,220,590円
野村インデックスファンド・外国債券	1,202,103,267円
マイ・ロード	3,740,912,713円
ネクストコア	30,879,051円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	453,248,100円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,889,922,060円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	723,021,543円
野村資産設計ファンド２０５０	12,226,940円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,156,530円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,822,883円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,966,478円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,731,136円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,127,691,772円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	8,021,114,163円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,622,076円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,636,680円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	2,779,212円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	801,104円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	4,951,602円
野村６資産均等バランス	7,518,116,234円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,748,401,335円
世界６資産分散ファンド	115,410,633円
野村資産設計ファンド２０６０	6,998,186円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	16,671,314,872円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	9,792,901,088円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,144,995円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	545,558,472円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	129,803,828円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	489,207,681円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	179,410,734円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	521,475円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,531,140円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	69,063円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,755,333,222円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,085,298円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,308,556円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	143,270,769円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	96,790,536円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,805,527,660円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	22,698,263円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,065,462,488円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,189,987,698円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	2,236,705円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,103,460円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,703,459円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,502,860円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	654,551,568円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,118,721,531円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,531,377,365円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,997,665,909円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	32,219,453,789円
マイバランスＤＣ３０	2,356,235,427円
マイバランスＤＣ５０	2,195,869,977円
マイバランスＤＣ７０	2,045,039,106円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	13,386,062,603円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,744,177,933円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	411,680,793円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	778,374,392円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,708,329,974円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	810,072,410円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	45,267,138円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	129,177,514円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	90,018,489円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	56,185,608円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	49,107,837円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	30,122,773円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	810,175,637円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	406,030,493円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	296,798,983円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	423,612,910円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	19,282,653円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	171,998,489円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	80,181,493円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	373,317,236円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	410,234,314円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	24,825,230円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2026年5月11日現在)
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年5月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	55,550,000.00	57,400,942.66	
		US TREASURY BOND	19,650,000.00	20,280,181.36	
		US TREASURY BOND	100,000.00	99,564.45	
		US TREASURY BOND	6,450,000.00	4,953,650.31	
		US TREASURY BOND	17,200,000.00	14,888,750.00	
		US TREASURY BOND	100,000.00	98,583.98	
		US TREASURY N/B	350,000.00	346,590.89	
		US TREASURY N/B	69,400,000.00	68,424,791.20	
		US TREASURY N/B	68,250,000.00	68,723,402.47	
		US TREASURY N/B	59,400,000.00	58,681,919.34	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,601,195.20	
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,060.53	
		US TREASURY N/B	300,000.00	298,154.28	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	41,258,648.50	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	10,933,089.06	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	32,181,037.84	
		US TREASURY N/B	34,300,000.00	34,314,735.28	
		US TREASURY N/B	4,800,000.00	4,706,156.16	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	998,867.10	
		US TREASURY N/B	50,000.00	47,888.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,091.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,357.42	
		US TREASURY N/B	150,000.00	149,282.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,357.42	
		US TREASURY N/B	300,000.00	285,392.55	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	15,098,524.73	
		US TREASURY N/B	500,000.00	474,335.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,976.56	
		US TREASURY N/B	35,500,000.00	35,702,460.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,355.46	
		US TREASURY N/B	600,000.00	588,433.56	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,615,842.50	
		US TREASURY N/B	26,650,000.00	26,701,008.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,515.62	
		US TREASURY N/B	71,700,000.00	68,129,003.01	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,091,814.35	

US TREASURY N/B	71,050,000.00	69,662,301.13	
US TREASURY N/B	300,000.00	284,437.50	
US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,847,406.25	
US TREASURY N/B	43,950,000.00	41,582,536.56	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,222.65	
US TREASURY N/B	65,370,000.00	65,334,249.14	
US TREASURY N/B	34,600,000.00	32,486,829.22	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,478.51	
US TREASURY N/B	31,650,000.00	30,955,181.22	
US TREASURY N/B	46,550,000.00	43,722,450.59	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,017.57	
US TREASURY N/B	28,100,000.00	26,411,802.58	
US TREASURY N/B	100,000.00	101,623.04	
US TREASURY N/B	15,250,000.00	14,347,509.57	
US TREASURY N/B	700,000.00	715,681.61	
US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,614,839.39	
US TREASURY N/B	3,050,000.00	2,872,718.75	
US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,247,003.88	
US TREASURY N/B	100,000.00	93,712.89	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,595.70	
US TREASURY N/B	5,900,000.00	5,572,503.39	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,208.98	
US TREASURY N/B	6,350,000.00	6,137,175.30	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,176,109.32	
US TREASURY N/B	51,850,000.00	49,063,062.50	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,875.00	
US TREASURY N/B	55,500,000.00	53,177,019.74	
US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,412,513.53	
US TREASURY N/B	53,050,000.00	51,514,446.53	
US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,320,851.02	
US TREASURY N/B	14,500,000.00	13,869,306.55	
US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,593,912.93	
US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,098,085.60	
US TREASURY N/B	41,350,000.00	40,530,265.19	
US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,923,593.75	
US TREASURY N/B	14,800,000.00	14,218,694.48	
US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,025,643.80	
US TREASURY N/B	100,000.00	93,025.39	
US TREASURY N/B	34,800,000.00	33,924,560.76	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,757.81	
US TREASURY N/B	50,000.00	46,448.24	
US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,889,716.48	
US TREASURY N/B	150,000.00	149,557.60	

US TREASURY N/B	2,250,000.00	2,281,464.67	
US TREASURY N/B	100,000.00	98,392.57	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,039,218.40	
US TREASURY N/B	450,000.00	411,662.07	
US TREASURY N/B	22,400,000.00	22,427,124.16	
US TREASURY N/B	38,450,000.00	37,970,874.55	
US TREASURY N/B	41,100,000.00	40,383,154.35	
US TREASURY N/B	8,450,000.00	9,156,697.16	
US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,239,282.12	
US TREASURY N/B	38,400,000.00	38,062,498.56	
US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,065,057.48	
US TREASURY N/B	25,550,000.00	25,440,214.20	
US TREASURY N/B	46,070,000.00	40,038,607.74	
US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,846,820.42	
US TREASURY N/B	34,700,000.00	35,572,243.49	
US TREASURY N/B	750,000.00	738,896.47	
US TREASURY N/B	20,100,000.00	20,813,312.82	
US TREASURY N/B	650,000.00	640,097.64	
US TREASURY N/B	11,450,000.00	11,623,986.17	
US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,964,840.00	
US TREASURY N/B	20,250,000.00	20,028,910.50	
US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,295,437.50	
US TREASURY N/B	43,300,000.00	45,874,319.23	
US TREASURY N/B	350,000.00	306,755.85	
US TREASURY N/B	10,500,000.00	10,606,024.80	
US TREASURY N/B	44,100,000.00	44,301,550.23	
US TREASURY N/B	36,750,000.00	37,733,349.15	
US TREASURY N/B	5,750,000.00	5,127,270.40	
US TREASURY N/B	64,400,000.00	66,124,458.12	
US TREASURY N/B	5,600,000.00	4,862,374.72	
US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,116,489.20	
US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,949,765.54	
US TREASURY N/B	32,800,000.00	33,275,983.76	
US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,526,981.28	
US TREASURY N/B	82,230,000.00	76,811,166.34	
US TREASURY N/B	45,250,000.00	41,802,334.62	
US TREASURY N/B	200,000.00	199,640.62	
US TREASURY N/B	25,150,000.00	24,160,699.60	
US TREASURY N/B	22,800,000.00	21,677,811.36	
US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,592,629.42	
US TREASURY N/B	15,450,000.00	15,725,504.40	
US TREASURY N/B	42,850,000.00	42,173,771.29	
US TREASURY N/B	68,750,000.00	69,319,332.50	

US TREASURY N/B	16,200,000.00	15,752,283.84	
US TREASURY N/B	62,650,000.00	62,461,555.06	
US TREASURY N/B	20,500,000.00	20,974,862.00	
US TREASURY N/B	49,050,000.00	48,783,673.21	
US TREASURY N/B	44,550,000.00	44,257,640.62	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,862,890.50	
US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,186,197.18	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,439.45	
US TREASURY N/B	100,000.00	90,074.21	
US TREASURY N/B	100,000.00	96,800.78	
US TREASURY N/B	46,100,000.00	45,579,572.49	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	973,359.30	
US TREASURY N/B	100,000.00	99,707.03	
US TREASURY N/B	100,000.00	96,917.96	
US TREASURY N/B	100,000.00	91,437.50	
US TREASURY N/B	300,000.00	187,412.10	
US TREASURY N/B	50,000.00	32,256.83	
US TREASURY N/B	100,000.00	100,318.35	
US TREASURY N/B	200,000.00	138,589.84	
US TREASURY N/B	100,000.00	96,082.03	
US TREASURY N/B	23,350,000.00	16,148,895.02	
US TREASURY N/B	100,000.00	81,351.56	
US TREASURY N/B	32,050,000.00	23,378,971.85	
US TREASURY N/B	100,000.00	79,634.76	
US TREASURY N/B	500,000.00	412,246.05	
US TREASURY N/B	200,000.00	152,843.74	
US TREASURY N/B	100,000.00	83,554.68	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,368,597.60	
US TREASURY N/B	28,540,000.00	22,834,228.97	
US TREASURY N/B	100,000.00	88,750.00	
US TREASURY N/B	100,000.00	88,513.67	
US TREASURY N/B	16,100,000.00	13,735,312.50	
US TREASURY N/B	100,000.00	94,210.93	
US TREASURY N/B	50,100,000.00	42,489,103.59	
US TREASURY N/B	18,200,000.00	14,852,905.34	
US TREASURY N/B	50,450,000.00	39,496,830.77	
US TREASURY N/B	47,650,000.00	36,446,665.42	
US TREASURY N/B	10,400,000.00	10,042,296.16	
US TREASURY N/B	6,050,000.00	4,236,890.62	
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,940,644.40	
US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,300,029.98	
US TREASURY N/B	200,000.00	150,960.92	
US TREASURY N/B	400,000.00	275,328.12	

		US TREASURY N/B	350,000.00	227,732.40	
		US TREASURY N/B	200,000.00	145,929.68	
		US TREASURY N/B	400,000.00	282,421.84	
		US TREASURY N/B	300,000.00	211,160.13	
		US TREASURY N/B	49,700,000.00	36,546,969.55	
		US TREASURY N/B	45,650,000.00	34,249,980.71	
		US TREASURY N/B	39,750,000.00	29,074,950.67	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	39,060,545.00	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	32,103,419.67	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,906,355.11	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,083,571.35	
		US TREASURY N/B	300,000.00	190,617.18	
		US TREASURY N/B	35,000,000.00	20,318,455.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	47,343.75	
		US TREASURY N/B	550,000.00	268,264.64	
		US TREASURY N/B	50,000.00	27,675.78	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,091,254.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,728.51	
		US TREASURY N/B	100,000.00	54,726.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	60,003.90	
		US TREASURY N/B	15,550,000.00	10,734,965.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	70,755.85	
		US TREASURY N/B	35,250,000.00	28,123,578.00	
		US TREASURY N/B	500,000.00	483,730.45	
		US TREASURY N/B	49,950,000.00	44,514,031.41	
		US TREASURY N/B	42,800,000.00	38,145,500.00	
		US TREASURY N/B	22,850,000.00	22,152,003.33	
	小計	銘柄数：192 組入時価比率：44.3%	3,371,810,000.00	3,155,061,406.20 (495,376,191,387) 44.8%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	8,750,000.00	8,759,256.62	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,750,000.00	3,684,834.37	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,150,000.00	6,150,538.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	5,057,957.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	344,074.29	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,442,304.14	
		CANADIAN GOVERNMENT	32,150,000.00	33,064,519.61	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,302,495.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,989.87	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,850,000.00	1,879,109.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,437,511.74	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,200,000.00	4,843,979.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,400,000.00	3,354,948.30	

		CANADIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	8,463,422.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,800,000.00	12,752,182.56	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,493.88	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,100,000.00	3,825,537.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	12,300,000.00	11,752,803.74	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,160,000.00	24,414,439.74	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	796,020.56	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,800,000.00	7,885,201.74	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,088,281.04	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,676,290.27	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,800,000.00	4,714,962.24	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,597,536.71	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,330,000.00	10,565,318.12	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,240,000.00	6,041,193.60	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	590,640.96	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,241,403.60	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,900,000.00	5,093,320.39	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,550,000.00	2,864,396.31	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,446,182.97	
	小計	銘柄数：32 組入時価比率：2.1%	214,010,000.00	207,320,147.39 (23,781,694,107) 2.2%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,900,000.00	150,687,844.42	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000.00	14,243,740.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	61,600,000.00	61,113,360.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	98,800,000.00	99,811,860.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	170,000,000.00	164,319,943.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	22,500,000.00	21,698,660.25	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	70,300,000.00	65,368,131.62	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	371,240.28	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	34,459,772.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	93,500,000.00	99,566,280.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	191,700,000.00	180,003,673.71	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	77,528,951.43	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	132,500,000.00	113,530,611.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.9%	1,133,300,000.00	1,082,704,068.31 (9,876,751,322) 0.9%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	92,790.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,268.18	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,530.00	
		BELGIUM KINGDOM	12,500,000.00	12,335,000.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,700,000.00	10,192,760.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,345.00	

BELGIUM KINGDOM	8,100,000.00	8,037,630.00	
BELGIUM KINGDOM	2,450,000.00	2,358,370.00	
BELGIUM KINGDOM	6,100,000.00	5,933,470.00	
BELGIUM KINGDOM	2,550,000.00	2,519,701.15	
BELGIUM KINGDOM	100,000.00	82,230.00	
BELGIUM KINGDOM	200,000.00	125,200.00	
BELGIUM KINGDOM	9,950,000.00	10,352,975.00	
BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	932,600.00	
BELGIUM KINGDOM	150,000.00	138,765.00	
BELGIUM KINGDOM	4,700,000.00	4,484,097.98	
BELGIUM KINGDOM	700,000.00	582,890.00	
BELGIUM KINGDOM	6,650,000.00	6,604,115.00	
BELGIUM KINGDOM	600,000.00	352,647.84	
BELGIUM KINGDOM GOVT	15,750,000.00	17,660,671.87	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,979.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,100,000.00	19,082,878.76	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	2,936,325.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,683.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	44,600,000.00	44,363,620.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,600,000.00	4,539,050.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,542.64	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,300,000.00	41,169,905.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,566.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	30,100,000.00	30,379,767.46	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,142.89	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,350,000.00	12,275,900.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	100,220.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,054.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,450,000.00	14,809,805.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,050,000.00	11,065,431.32	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,700,000.00	2,734,425.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,421.25	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,600,000.00	6,745,201.98	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,900,000.00	16,811,915.85	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,500,000.00	3,387,273.75	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,750,000.00	7,461,578.25	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17,900,000.00	20,865,245.98	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,550,000.00	3,031,430.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	405,576.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	350,000.00	186,725.03	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,150,000.00	9,974,034.52	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000.00	1,545,193.44	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,250,000.00	1,951,368.75	
BUNDESOBLIGATION	38,650,000.00	38,122,041.00	
BUNDESOBLIGATION	3,000,000.00	2,971,770.00	
BUNDESOBLIGATION	11,000,000.00	10,782,420.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,800,000.00	14,469,300.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,494.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,855.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,880.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,320,000.00	7,105,260.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,800,000.00	3,755,350.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,200,000.00	34,997,664.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,600,000.00	25,136,896.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,500,000.00	17,918,175.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,050,000.00	2,955,899.87	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,450,000.00	2,333,747.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,600,000.00	2,762,496.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,650,000.00	27,830,211.52	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,870,000.00	34,242,701.85	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,400,000.00	3,964,642.08	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	87,626.37	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	344,660.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,550,000.00	25,294,500.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,000,000.00	8,514,350.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	431,250.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	240,954.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,850,000.00	4,774,243.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25,850,000.00	22,788,067.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,800,000.00	51,272,440.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	28,500,000.00	28,297,650.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	19,850,000.00	19,846,030.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	197,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,973,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	39,450,000.00	39,363,210.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,580,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,650,000.00	1,704,945.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	35,050,000.00	35,540,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,490.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,450,000.00	15,496,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	161,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,060.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,500,000.00	31,314,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	19,700,000.00	20,474,210.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,500,000.00	7,421,250.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	28,050,000.00	28,549,290.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	113,340.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	203,020.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,650,000.00	7,639,290.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,560.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	11,000,000.00	10,953,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,320.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	33,400,000.00	38,222,960.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,040.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,783,130.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,250,000.00	3,326,375.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	4,650,000.00	4,741,605.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	27,600,000.00	27,624,840.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	27,500,000.00	27,373,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	8,824,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	490,620.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	569,595.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,160.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	498,195.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	181,040.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000.00	3,421,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,750,000.00	1,713,950.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	26,250,000.00	27,050,625.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,600,000.00	2,782,260.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	258,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	8,588,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	387,315.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	347,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,690.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,150,000.00	15,522,690.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	4,850,000.00	3,395,637.77	
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	189,780.00	
FINNISH GOVERNMENT	5,700,000.00	5,730,377.01	
FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,741,961.87	
FINNISH GOVERNMENT	1,050,000.00	930,585.18	
FINNISH GOVERNMENT	4,850,000.00	4,190,032.37	
FINNISH GOVERNMENT	1,450,000.00	1,423,392.50	
FINNISH GOVERNMENT	8,750,000.00	7,993,991.25	
FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	348,328.36	
FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	859,949.00	
FINNISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,776,877.20	
FINNISH GOVERNMENT	6,050,000.00	5,920,530.00	

FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	366,339.75	
FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,728,556.80	
FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	555,180.00	
FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	394,495.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,150,000.00	303,025.00	
FRANCE (GOVT OF)	8,150,000.00	8,178,525.00	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	839,610.00	
FRANCE (GOVT OF)	25,100,000.00	24,949,400.00	
FRANCE (GOVT OF)	47,630,000.00	46,920,313.00	
FRANCE (GOVT OF)	650,000.00	548,275.00	
FRANCE (GOVT OF)	7,400,000.00	7,247,560.00	
FRANCE (GOVT OF)	7,650,000.00	7,701,255.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,741.65	
FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,357,880.00	
FRANCE (GOVT OF)	20,850,000.00	20,257,860.00	
FRANCE (GOVT OF)	18,200,000.00	18,016,180.00	
FRANCE (GOVT OF)	20,800,000.00	19,576,960.00	
FRANCE (GOVT OF)	29,850,000.00	29,330,610.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	67,540.00	
FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	435,075.00	
FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	44,490.00	
FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	171,360.00	
FRANCE (GOVT OF)	19,150,000.00	16,968,815.00	
FRANCE (GOVT OF)	22,200,000.00	22,033,500.00	
FRANCE (GOVT OF)	50,000.00	25,265.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	10,750,000.00	10,753,870.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	29,400,000.00	31,752,000.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	32,500,000.00	37,229,026.24	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,300,000.00	41,829,620.76	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,350,000.00	22,496,495.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,450,000.00	2,278,500.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	366,000.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,271,895.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	12,500,000.00	12,082,300.00	
IRELAND GOVERNMENT BOND	3,450,000.00	3,419,743.50	
IRISH GOVERNMENT	8,000,000.00	7,740,880.00	
IRISH GOVERNMENT	1,400,000.00	1,193,378.20	
IRISH GOVERNMENT	150,000.00	99,346.48	
IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,864.50	
IRISH TSY 2.4% 2030	3,950,000.00	3,902,165.50	
IRISH TSY 2% 2045	1,250,000.00	986,017.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	98,000.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,120.00	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	350,000.00	327,810.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	14,400,000.00	14,271,840.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	894,166.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,979,400.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,118,834.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,906,349.82	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	1,075,110.52	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	11,500,000.00	11,206,750.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	13,700,000.00	14,749,736.47	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,900,000.00	2,684,370.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,350,000.00	6,619,582.90	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,350,000.00	4,771,879.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,850,000.00	3,536,620.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	850,000.00	840,310.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	8,100,000.00	7,514,370.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1,750,000.00	1,723,925.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	11,850,000.00	11,572,710.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	350,000.00	280,245.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	6,550,000.00	6,491,894.95	
		OBRIGACOES DO TESOURO	800,000.00	746,560.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,250,000.00	4,231,100.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	625,444.80	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,154,720.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12,450,000.00	12,794,865.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	9,850,000.00	8,817,720.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,950,000.00	5,917,870.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,000,000.00	3,951,600.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,475,700.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	13,400,000.00	13,343,720.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,750,000.00	5,376,132.12	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,377,795.00	
		SPANISH GOVERNMENT	16,400,000.00	17,436,499.68	
	小計	銘柄数：209 組入時価比率：28.7%	1,735,220,000.00	1,736,342,966.13 (320,789,362,992) 29.1%	
	英ポンド	UNITED KINGDOM GILT	2,550,000.00	2,460,836.95	
		UNITED KINGDOM GILT	150,000.00	149,844.00	
		UNITED KINGDOM GILT	27,590,000.00	27,593,134.22	
		UNITED KINGDOM GILT	5,430,000.00	5,444,120.71	
		UNITED KINGDOM GILT	800,000.00	751,572.72	
		UNITED KINGDOM GILT	450,000.00	468,607.50	
		UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	180,867.86	
		UNITED KINGDOM GILT	14,300,000.00	14,143,243.40	

UNITED KINGDOM GILT	2,930,000.00	2,907,083.88	
UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	178,336.30	
UNITED KINGDOM GILT	21,550,000.00	21,533,742.68	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	84,202.99	
UNITED KINGDOM GILT	14,750,000.00	14,536,346.25	
UNITED KINGDOM GILT	27,750,000.00	27,079,837.50	
UNITED KINGDOM GILT	160,000.00	157,828.92	
UNITED KINGDOM GILT	700,000.00	644,691.95	
UNITED KINGDOM GILT	14,000,000.00	13,584,656.40	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	76,945.50	
UNITED KINGDOM GILT	850,000.00	819,521.21	
UNITED KINGDOM GILT	480,000.00	471,100.80	
UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	292,623.66	
UNITED KINGDOM GILT	13,900,000.00	13,735,146.00	
UNITED KINGDOM GILT	580,000.00	549,444.38	
UNITED KINGDOM GILT	6,700,000.00	6,639,700.00	
UNITED KINGDOM GILT	2,650,000.00	2,558,818.27	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	71,832.77	
UNITED KINGDOM GILT	16,250,000.00	14,304,155.12	
UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	376,846.14	
UNITED KINGDOM GILT	10,640,000.00	9,737,778.00	
UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	448,049.90	
UNITED KINGDOM GILT	26,400,000.00	26,254,221.84	
UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	289,203.61	
UNITED KINGDOM GILT	21,530,000.00	19,845,126.79	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	74,996.55	
UNITED KINGDOM GILT	70,000.00	53,850.55	
UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,522.79	
UNITED KINGDOM GILT	15,000,000.00	12,685,800.00	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	49,925.47	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	51,284.37	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	83,116.43	
UNITED KINGDOM GILT	950,000.00	328,605.00	
UNITED KINGDOM GILT	550,000.00	229,067.35	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	75,060.00	
UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	258,259.74	
UNITED KINGDOM GILT	26,750,000.00	22,135,625.00	
UNITED KINGDOM GILT	550,000.00	241,645.74	
UNITED KINGDOM GILT	5,920,000.00	4,787,504.00	
UNITED KINGDOM GILT	10,300,000.00	9,996,150.00	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	43,872.71	
UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	76,628.30	
UNITED KINGDOM GILT	1,700,000.00	403,112.50	

		UNITED KINGDOM GILT	3,900,000.00	2,952,690.00	
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	52,098.15	
		UNITED KINGDOM GILT	16,250,000.00	10,981,750.00	
	小計	銘柄数：54 組入時価比率：5.6%	318,990,000.00	293,993,032.87 (62,749,872,935) 5.7%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,007,800.25	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,970,950.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	23,400,000.00	20,933,078.40	
		SWEDISH GOVERNMENT	23,100,000.00	22,829,291.10	
		SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	12,357,230.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	10,800,000.00	10,456,322.40	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,800,000.00	2,738,624.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	15,883,929.80	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	125,500,000.00	121,177,225.95 (2,060,012,841) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	959,370.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	26,681,586.30	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,709,672.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	9,887,811.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	34,698,976.08	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,055,817.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,436,821.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	12,700,000.00	12,153,484.71	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	926,198.20	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	7,917,861.60	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.2%	123,600,000.00	111,427,599.19 (1,899,840,566) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	5,700,000.00	5,556,705.99	
		KINGDOM OF DENMARK	15,750,000.00	14,735,700.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,600,000.00	2,267,062.20	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,415,046.01	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	50,717,959.35	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,627,960.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	84,750,000.00	86,320,433.55 (2,133,841,117) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,298,518.65	
		POLAND GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	33,947,539.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,961,923.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	17,900,000.00	18,447,754.32	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	6,309,407.79	

		POLAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	12,017,940.48	
		POLAND GOVERNMENT BOND	24,600,000.00	24,218,176.02	
		POLAND GOVERNMENT BOND	46,400,000.00	39,717,949.92	
		POLAND GOVERNMENT BOND	10,400,000.00	8,593,609.44	
		POLAND GOVERNMENT BOND	24,600,000.00	25,542,317.76	
		POLAND GOVERNMENT BOND	10,400,000.00	10,075,958.88	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,346,181.20	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.7%	198,600,000.00	189,477,277.46 (8,256,567,103) 0.7%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,040,000.00	13,641,966.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,814,063.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,570,000.00	3,433,483.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,591,285.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,700,000.00	16,314,267.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,000,000.00	5,096,100.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	3,597,510.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,552,205.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,150,000.00	5,849,129.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,575,294.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,700,000.00	22,276,418.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,650,000.00	3,225,468.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,456.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,280,000.00	9,255,392.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,760,704.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,314,956.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	250,000.00	235,795.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,050,000.00	14,330,082.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,338,536.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,850,850.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,774,269.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	3,558,744.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,126,690.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,307,320.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.3%	142,520,000.00	125,912,983.90 (14,307,492,360) 1.3%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	650,000.00	606,970.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,950,000.00	5,811,960.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,249,280.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,750,000.00	3,299,572.87	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,350,000.00	4,678,040.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,650,000.00	6,286,322.80	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,963,616.20	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	700,000.00	675,220.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,325,765.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,703,780.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	651,800.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	38,300,000.00	34,252,326.87 (3,202,592,562) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,354,650.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,239,160.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	459,472.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	467,235.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,867,500.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,210,000.00	5,458,152.30	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,600,000.00	2,563,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,304,529.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,920,000.00	4,996,653.60	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	928,200.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,325,935.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,883,350.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.4%	31,560,000.00	32,848,437.40 (4,068,278,971) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,700,000.00	2,718,362.70	
		MALAYSIA GOVERNMENT	300,000.00	300,351.66	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,500,000.00	1,504,089.15	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	107,150.58	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,406,687.35	
		MALAYSIA GOVERNMENT	13,600,000.00	14,841,640.56	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,000,303.84	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,623,435.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,400,000.00	10,448,829.04	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,270,440.06	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,323.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,084,214.46	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,073,445.08	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,320,128.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,683,886.33	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	12,350,681.75	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,800,000.00	5,034,497.76	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,104,251.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	395,437.52	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,123,271.11	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,700,000.00	11,856,324.39	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,645,831.82	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	320,987.67	
	小計	銘柄数：23	137,930,000.00	145,732,572.05	
				(5,835,379,930)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	ウォン	KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	2,098,785,990.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	2,057,651,190.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,200,000,000.00	2,135,470,040.00	
		KOREA TREASURY BOND	3,000,000,000.00	2,972,166,900.00	
		KOREA TREASURY BOND	5,200,000,000.00	5,096,197,600.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,000,000,000.00	1,846,869,400.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,000,000,000.00	1,984,110,400.00	
		KOREA TREASURY BOND	4,100,000,000.00	4,167,611,050.00	
		KOREA TREASURY BOND	3,000,000,000.00	2,809,053,600.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,200,000,000.00	1,985,954,080.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	1,990,068,360.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,000,000,000.00	1,833,179,200.00	
		KOREA TREASURY BOND	4,100,000,000.00	4,058,854,450.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	1,807,608,390.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,000,000,000.00	1,796,440,400.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,000,000,000.00	1,920,969,000.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	1,706,669,790.00	
		KOREA TREASURY BOND	2,100,000,000.00	1,648,678,080.00	
		KOREA TREASURY BOND	4,100,000,000.00	3,231,061,580.00	
		KOREA TREASURY BOND	5,100,000,000.00	4,806,419,520.00	
	小計	銘柄数：20	55,600,000,000.00	51,953,819,020.00	
				(5,552,980,038)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	435,000,000.00	437,967,309.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	51,600,000.00	51,691,930.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,774,203.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,518,388.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	194,500,000.00	194,967,441.85	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,770,162.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,299,458.82	
		CHINA GOVERNMENT BOND	41,400,000.00	41,457,686.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,181,770.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,722,622.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,700,000.00	9,702,729.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,272,303.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	97,900,000.00	98,330,015.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,227,995.40	

CHINA GOVERNMENT BOND	165,000,000.00	165,461,587.50	
CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,209,986.56	
CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	72,927,106.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,127,071.70	
CHINA GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	90,232,866.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,460,851.04	
CHINA GOVERNMENT BOND	136,100,000.00	136,173,630.10	
CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,569,878.74	
CHINA GOVERNMENT BOND	114,900,000.00	117,491,017.98	
CHINA GOVERNMENT BOND	63,600,000.00	66,455,557.32	
CHINA GOVERNMENT BOND	199,100,000.00	202,710,459.49	
CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,383,902.40	
CHINA GOVERNMENT BOND	47,900,000.00	48,526,239.81	
CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,744,373.08	
CHINA GOVERNMENT BOND	103,500,000.00	103,559,212.35	
CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,050,959.80	
CHINA GOVERNMENT BOND	136,500,000.00	143,178,685.65	
CHINA GOVERNMENT BOND	33,900,000.00	34,053,722.94	
CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,192,121.86	
CHINA GOVERNMENT BOND	31,100,000.00	31,305,580.33	
CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,398,692.41	
CHINA GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,566,044.02	
CHINA GOVERNMENT BOND	115,300,000.00	118,877,574.52	
CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,359,276.15	
CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,768,795.45	
CHINA GOVERNMENT BOND	21,900,000.00	21,837,028.74	
CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,370,650.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	211,600,000.00	214,523,402.12	
CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,071,490.60	
CHINA GOVERNMENT BOND	55,300,000.00	58,835,113.33	
CHINA GOVERNMENT BOND	222,700,000.00	225,274,389.73	
CHINA GOVERNMENT BOND	41,600,000.00	44,829,890.56	
CHINA GOVERNMENT BOND	64,200,000.00	64,343,820.84	
CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,349,483.72	
CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,902,681.85	
CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,395,954.40	
CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,228,026.00	
CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,071,520.14	
CHINA GOVERNMENT BOND	133,300,000.00	139,895,537.37	
CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	165,297,398.22	
CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,189,101.10	
CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	95,857,050.85	

		CHINA GOVERNMENT BOND	144,200,000.00	142,765,772.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	48,400,000.00	48,125,833.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000.00	32,159,366.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	136,700,000.00	136,781,568.89	
		CHINA GOVERNMENT BOND	90,500,000.00	90,385,354.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,200,000.00	10,354,139.18	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	38,431,330.08	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	104,593,238.81	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	76,400,462.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	80,665,880.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	176,900,000.00	202,572,700.95	
		CHINA GOVERNMENT BOND	57,700,000.00	52,815,966.19	
	小計	銘柄数：68 組入時価比率：12.5%	5,848,100,000.00	6,039,993,364.88 (139,394,590,870) 12.6%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,450,000.00	7,462,583.05	
		ISRAEL FIXED BOND	4,300,000.00	4,339,388.86	
		ISRAEL FIXED BOND	9,700,000.00	9,393,027.98	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,503,150.00	
		ISRAEL FIXED BOND	2,500,000.00	2,570,787.75	
		ISRAEL FIXED BOND	10,500,000.00	9,503,305.35	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	300,952.44	
		ISRAEL FIXED BOND	18,600,000.00	16,250,972.52	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,461,629.92	
		ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,228,763.88	
		ISRAEL FIXED BOND	16,200,000.00	12,757,188.96	
		ISRAEL FIXED BOND	13,000,000.00	15,211,050.40	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,359,069.89	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.4%	95,350,000.00	90,341,871.00 (4,861,287,044) 0.4%	
合計				1,104,146,736,145 (1,104,146,736,145)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2026年 5月11日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	42,500,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	16,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	17,494,000	

		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	4,000,000	
		US TREASURY N/B	49,465,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	4,887,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	43,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	637,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	49,920,000	
		US TREASURY N/B	5,644,000	
		US TREASURY N/B	12,835,000	
		US TREASURY N/B	4,250,000	
		US TREASURY N/B	22,652,000	
		US TREASURY N/B	5,001,000	
		US TREASURY N/B	12,466,000	
		US TREASURY N/B	1,403,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	8,437,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	17,425,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,600,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,969,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,695,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,615,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,912,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,627,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,000,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,000,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	8,475,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	6,400,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	19,500,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,380,000	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,300,000	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	6,000,000	
		KINGDOM OF DENMARK	2,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	300,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	10,880,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	15,215,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,375,000	
	ユーロ	BUNDESOBLIGATION	25,075,000	
		BUNDESOBLIGATION	9,350,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,800,000	

		FRANCE (GOVT OF)	21,335,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	13,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	32,980,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,890,000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,100,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,445,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2026年 5月11日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	255,934,229	－	256,445,140	510,911
米ドル	120,735,923	－	120,877,295	141,372
ユーロ	103,871,457	－	104,190,991	319,534
英ポンド	10,009,162	－	10,029,889	20,727
人民元	21,317,687	－	21,346,965	29,278
売建	9,241,974,983	－	9,290,967,853	△48,992,870
米ドル	4,309,077,600	－	4,333,111,680	△24,034,080
カナダドル	198,228,996	－	198,554,008	△325,012
メキシコペソ	57,238,724	－	57,569,227	△330,503
ユーロ	2,791,818,808	－	2,808,092,080	△16,273,272
英ポンド	558,557,494	－	560,656,967	△2,099,473
ズロチ	76,126,975	－	76,336,917	△209,942
豪ドル	99,230,949	－	99,529,105	△298,156
人民元	1,151,695,437	－	1,157,117,869	△5,422,432
合計	－	－	－	△48,481,959

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村外国債券インデックスファンド

2026年5月29日現在

Ⅰ　資産総額	471,526,485円
Ⅱ　負債総額	1,128,122円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	470,398,363円
Ⅳ　発行済口数	189,405,900口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4835円

（参考）外国債券マザーファンド

2026年5月29日現在

Ⅰ　資産総額	1,145,685,595,489円
Ⅱ　負債総額	2,636,530,299円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,143,049,065,190円
Ⅳ　発行済口数	333,917,491,616口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.4231円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等におい

て、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2026年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

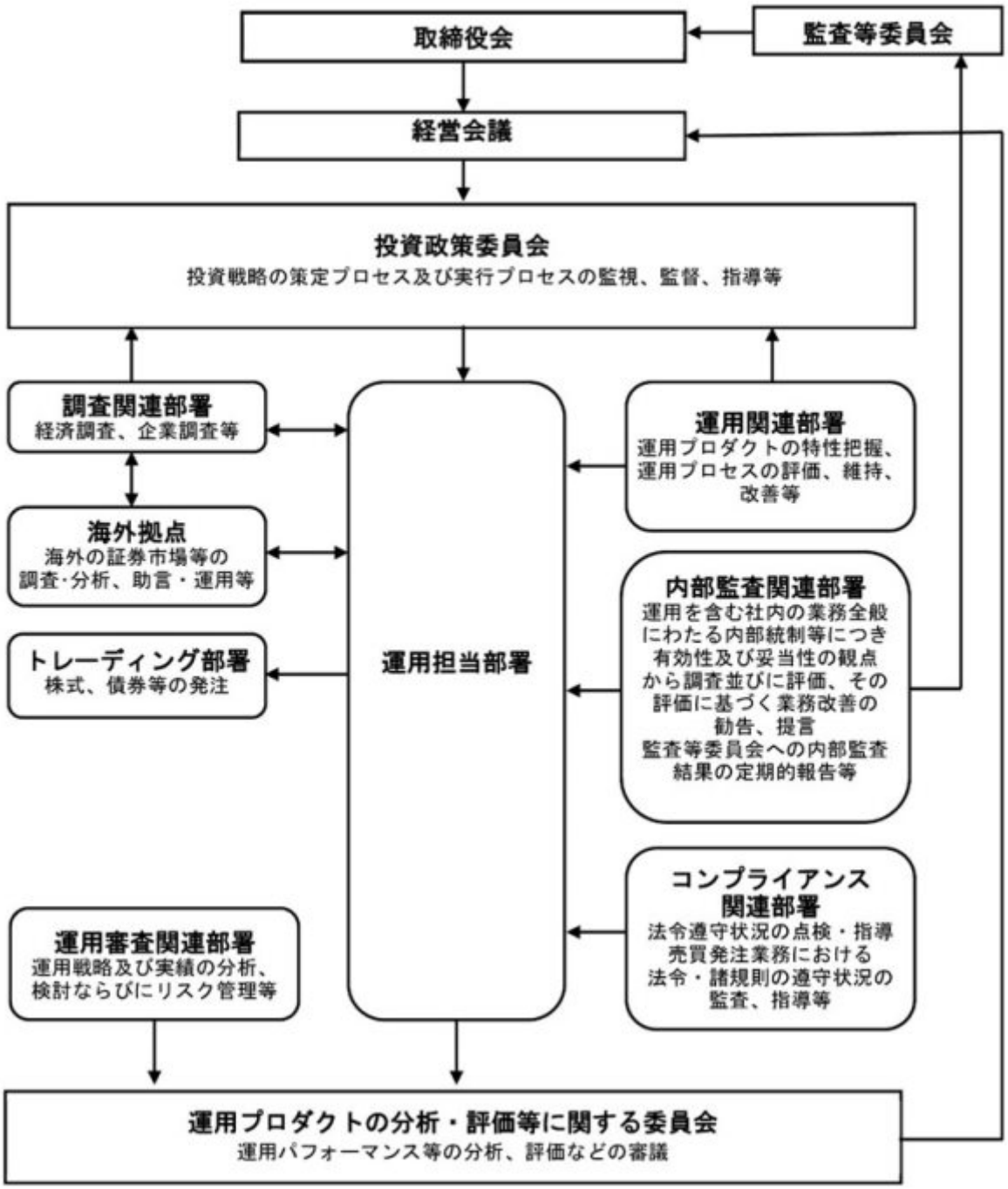

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年5月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	868	80,275,761

単位型株式投資信託	115	524,592
追加型公社債投資信託	14	7,184,157
単位型公社債投資信託	312	420,131
合計	1,309	88,404,641

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			8,177		9,250
金銭の信託			46,810		69,786
前払金			12		12
前払費用			1,019		878
未収入金			666		996
未収委託者報酬			34,911		41,753
未収運用受託報酬			7,066		9,089
短期貸付金			2,242		3,197
その他			195		101
貸倒引当金			△21		△25
流動資産計			101,080		135,041
固定資産					
有形固定資産			881		764
建物	※2	589		507	
器具備品	※2	292		256	
無形固定資産			6,889		7,347
ソフトウェア		6,888		7,346	
その他		0		0	
投資その他の資産			14,923		19,489
投資有価証券		2,164		3,417	
関係会社株式		6,584		6,878	
長期差入保証金		521		523	

長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	※１		12,594		14,990
未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			-		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,156		45,459	
繰越利益剰余金		38,156		45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自　2024年4月1日 至　2025年3月31日)	当事業年度 (自　2025年4月1日 至　2026年3月31日)

区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			155,775		178,321
運用受託報酬			23,666		27,977
その他営業収益			328		361
営業収益計			179,770		206,660
営業費用					
支払手数料			56,923		67,090
広告宣伝費			1,115		1,599
公告費			0		0
調査費			38,115		40,875
調査費		6,901		7,389	
委託調査費		31,213		33,485	
委託計算費			1,345		1,533
営業雑経費			4,336		4,637
通信費		89		87	
印刷費		780		684	
協会費		93		96	
諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 (自　2024年4月1日 至　2025年3月31日)		当事業年度 (自　2025年4月1日 至　2026年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		-	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					

支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		-		76	
その他		10		15	
営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		-		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		-		299	
固定資産除却損	※２	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310
法人税等調整額			△482		△2,564
当期純利益			38,105		45,417

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						△38,115	△38,115	△38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069

当期変動額			
剰余金の配当			△38,115
当期純利益			45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

[重要な会計方針]

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りの変更に関する注記］

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額271百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

［表示方法の変更に関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第34号　2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」　（企業会計基準第41号　2026年1月9日）
・「後発事象に関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第35号　2026年1月9日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)

※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,204百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,528百万円 器具備品　792 合計　2,320	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,484百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,882百万円 器具備品　828 合計　2,711

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　2024年4月１日 至　2025年3月31日)	当事業年度 (自　2025年4月１日 至　2026年3月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　6,591百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　- ソフトウェア　14 合計　14	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,432百万円 ※２．固定資産除却損 建物　-百万円 器具備品　0 ソフトウェア　180 合計　181

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400円

基準日　2025年3月31日
効力発生日　2025年6月30日

当事業年度(自　2025年4月１日　至　2026年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額　38,115百万円
配当の原資　利益剰余金
１株当たり配当額　7,400円
基準日　2025年3月31日
効力発生日　2025年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額　45,429百万円
配当の原資　利益剰余金
１株当たり配当額　8,820円
基準日　2026年3月31日
効力発生日　2026年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2024年4月１日　至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

（注1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（※）１　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-

金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月１日　至 2026年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	-
資産計	69,786	69,786	-
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	-
負債計	59	59	-

（注1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	9,250	-	-	-
金銭の信託	69,786	-	-	-
未収委託者報酬	41,753	-	-	-
未収運用受託報酬	9,089	-	-	-
短期貸付金	3,197	-	-	-
合計	133,078	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	69,786	-	69,786
資産計	-	69,786	-	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	-	59	-	59
負債計	-	59	-	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2024年4月１日　至 2025年3月31日）

１．売買目的有価証券(2025年3月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025年3月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

６．減損処理を行った有価証券（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度 （自 2025年4月１日　至 2026年3月31日）

１．売買目的有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額3,242百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

６．減損処理を行った有価証券（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

当事業年度において、子会社株式について299百万円減損処理を行っております。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち一年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

当事業年度　（自　2025年4月１日　至　2026年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち一年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	-	△59	△59

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自　2025年4月1日　至　2026年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	△1,431
退職給付の支払額	△1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	△903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	△21,847
	△9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	△6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	2,921
前払年金費用	△2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	△494
数理計算上の差異の費用処理額	△453
過去勤務費用の費用処理額	△74
確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でした。

◇　税効果会計関係
1．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2025年3月31日)		当事業年度末 (2026年3月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,840	賞与引当金	2,345
退職給付引当金	824	退職給付引当金	920
関係会社株式評価減	1,281	関係会社株式評価減	1,375
未払事業税	547	未払事業税	547
投資有価証券評価減	12	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331	減価償却超過額	356
時効後支払損引当金	192	時効後支払損引当金	194
関係会社株式売却損	509	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451	資産除去債務	536
未払社会保険料	135	未払社会保険料	135
その他	38	その他	47
繰延税金資産小計	6,245	繰延税金資産小計	7,061
評価性引当額	△1,973	評価性引当額（注）	△63
繰延税金資産合計	4,271	繰延税金資産合計	6,997
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△144	資産除去債務に対応する除去費用	△153
関係会社株式評価益	△86	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△145	その他有価証券評価差額金	△182
前払年金費用	△760	前払年金費用	△913
繰延税金負債合計	△1,136	繰延税金負債合計	△1,335
繰延税金資産の純額	3,134	繰延税金資産の純額	5,662

（注）評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.7%
タックスヘイブン税制	1.3%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	賃上げ促進税制適用による税額控除	△0.8%
その他	△0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	評価性引当額の増減	△3.1%
		その他	△0.6%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

２．　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日	当事業年度 自　2025年4月 1日 至　2026年3月31日
期首残高	1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
見積もりの変更による増加	308	271
期末残高	1,431	1,703

４．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

［会計上の見積りの変更に関する注記］（1）に記載の通りであります。

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自 2024年4月１日　至 2025年3月31日）

区分	前事業年度 （自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日）
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円

その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自 2025年4月１日　至 2026年3月31日）

区分	当事業年度 （自　2025年4月 1日 至　2026年3月31日）
委託者報酬	178,283百万円
運用受託報酬	24,914百万円
成功報酬（注）	3,103百万円
その他営業収益	358百万円
合計	206,660百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2025年4月１日　至　2026年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・アセット・マネジメントＵ．Ｓ．Ａ．インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	－	有償減資 (*2)	4,475	－	－

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3）	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） ノムラ・アセット・マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2025年4月１日　至　2026年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	281,000	短期借入金	32,100
							資金の返済 (*1)	254,900		
							借入金利息 (*1)	545	未払利息	25

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	11,245	短期貸付金	3,197
							資金の返済(*1)	10,422		
							貸付金利息(*1)	155	未収利息	31

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払(*2)	48,195	未払手数料	9,427

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　1株当たり情報

前事業年度 (自　2024年4月1日 至　2025年3月31日)		当事業年度 (自　2025年4月1日 至　2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,603円86銭	1株当たり純資産額	15,037円01銭
1株当たり当期純利益	7,398円11銭	1株当たり当期純利益	8,817円79銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　38,105百万円 普通株式に係る当期純利益　38,105百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　45,417百万円 普通株式に係る当期純利益　45,417百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	57,500百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊　2026年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊　2026年5月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2026年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０２６年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　　敬

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　水　永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第６７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２６年7月１４日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　水永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券インデックスファンドの２０２５年5月１３日から２０２６年5月１１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券インデックスファンドの２０２６年5月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。